

病児保育料の減免についてのお知らせ

2019年10月22日

在宅福祉総合センターほほえみ
センター長 長谷川 彰

病児保育のびのび利用者の皆様へ

日頃、病児保育のびのびをご利用いただきありがとうございます。

このたび、病児保育の利用料について、子育て世帯を応援したいとの思いから減免の規定をつくりました。実施は、2019年11月1日から適用します。

大いにご活用をお願いします。

【減免規定】

①市町村民税非課税世帯（高崎市民以外でも適用）

高崎市の場合（市役所2階資産税課もしくは市民サービスセンター）にて1通300円の手数料にて、「非課税世帯証明書」の発行がされます。

非課税世帯証明書があれば、利用料は無料となります。

*住民税非課税世帯の場合

登録料	利用料（1日）	利用料（半日）	お昼代
無料	無料	無料	300円

②生活保護世帯（高崎市民以外でも適用）

高崎市の場合、市役所1階社会福祉課にて、生活保護受給証明書を無料で発行してくれます。

*生活保護世帯の場合

登録料	利用料（1日）	利用料（半日）	お昼代
無料	無料	無料	200円